

第3次嘉手納町地域福祉推進計画（地域福祉計画・地域福祉活動計画） 策定業務委託仕様書

1 業務委託名

第3次嘉手納町地域福祉推進計画（地域福祉計画・地域福祉活動計画）策定業務

2 委託業務の目的

令和2年3月に策定した第2次嘉手納町地域福祉推進計画（地域福祉計画・地域福祉活動計画）の計画期間が終了することから、社会福祉法の改正、地域福祉に係わる新たな方向性を踏まえ、本町の地域福祉のあるべき姿の実現を目指し、ニーズ調査、ヒアリング、策定委員会等を経て「第3次嘉手納町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定する。

3 委託業務の内容

（1）現状分析と課題整理

① 上位・関連計画との整理

沖縄県地域福祉支援計画、第5次嘉手納町総合計画及びその他の関連計画との整合性を図る。

② 現状分析と課題の整理

- ・ 新たな生活課題や住民ニーズの把握
- ・ 地域包括ケアシステムを踏まえた福祉サービスの提供及び体制の状況
- ・ 人的、社会的資源の状況
- ・ 福祉基盤の整備状況
- ・ 基礎データの収集調査、分析、整理

③ 現計画の評価

- ・ 関連施策に関わる評価シートの作成による進捗評価の実施
- ・ 関連担当課へのヒアリングによる施策課題・ニーズの把握分析

（2）アンケート調査の実施

① 対象者

町内在住の20歳～75歳までの1,500人とし、男女別・年齢別に偏りのないよう無作為に抽出する。

② 実施方法

返信用封筒やWeb回答による回収（約6割）

③ 調査票の内容

基本的属性、地域の住みやすさ、地域との関わり、生活環境に対する評価など、前回の調査結果と時系列に評価できる設問とする。また、新たな地域課題を導き出すための設問項目も設定する。

(3) ヒアリングの実施

役場関係課、福祉関係団体、サービス事業者及び自治会(6行政区)等に対し地域の生活課題、地域福祉を推進するための問題点等を把握するためのヒアリングを行う。

(4) 会議の開催支援

計画の策定においては、以下の組織を置き、協議・検討を行うものとし、会議の開催に関する支援を行う。

第3次嘉手納町地域福祉・地域福祉活動計画策定委員会

構成メンバー：学識経験者、関係機関関係者、各自治会、一般町民等の
15名以内。

開催回数：4回程度

(5) 本計画素案作成

計画に掲げる基本事項

- ① 計画策定の基本視点
- ② 基本理念及び基本目標
- ③ 個別施策の基本指針及び展開方針の見直し
- ④ 個別施策の推進事業の検討
- ⑤ 目標指標及び目標値の設定

(6) その他、業務の目的達成に必要な業務

4 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

5 成果品の納入

(1) 第3次嘉手納町地域福祉推進計画(地域福祉計画・地域福祉活動計画)

A4版、表紙カラー、本文一部カラー 200部

(2) 第3次嘉手納町地域福祉推進計画(地域福祉計画・地域福祉活動計画) 概要版

A4版、フルカラー、P8折込 5,200部

(3) 基礎調査報告書

A4版、簡易製本、モノクロ 20部

(4) 電子媒体一式(正・副)

6 その他

- (1) 本業務において知り得ることになった個人を特定できる情報については、その秘密を外部へ漏らしてはならない。業務終了後も同様である。この業務に携わるすべての職員にも徹底させること。
- (2) 受託者は、第三者に対し、この業務についての権利を譲渡してはならない。
- (3) アンケート調査において回収した調査票は、調査終了後、町へ返還すること。
- (4) 成果品の著作権及び所有権は嘉手納町に帰属する。ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権等、その他の権利に抵触するものについては、受託者が責任をもって処理する。また、嘉手納町の許可を受けずに、他に公表、貸与、使用してはならない。
- (5) 成果品の引き渡し後において、受託者の責に帰すべき誤りが発見された場合は、受託者の負担において速やかに修正すること。
- (6) 業務の進捗に沿って、担当者と十分に打ち合わせを行うこと。
- (7) この仕様書に定めのない業務については、委託者及び受託者で協議によりこれを決める。